

# など 所得税の還付申告を受け付けます

## 住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築や購入、増改築などをしたときには、一定の要件に当てはまれば、次のまたは のいずれか選択して住宅借入金等特別控除を受けることができます。

### ●控除額の算出方法

#### ①住宅借入金等特別控除

1～6年目	住宅ローン等の年末残高×1%＝控除額 (最高2,500万円)
7～10年目	住宅ローン等の年末残高×0.5%＝控除額 (最高12.5万円※)

#### ②住宅借入金等特別控除の特例

1～10年目	住宅ローン等の年末残高×0.6%＝控除額 (最高2,500万円)
11～15年目	住宅ローン等の年末残高×0.4%＝控除額 (最高10万円※)

※100円未満の端数切り捨て

### ●控除を受けるための手続き

住宅借入金等特別控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。ただし、サラリーマンの方は、1年目に確定申告をすると2年目以降は、年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。

### ●申告に必要な書類

下表の添付書類と平成19年分給与所得の源泉徴収票・印鑑・申告者名義の預貯金の口座番号が分かるものが必要です。

### ●控除を受けるための要件と必要な添付書類 (マイホームを新築または購入して、平成19年中に居住の用に供した場合)

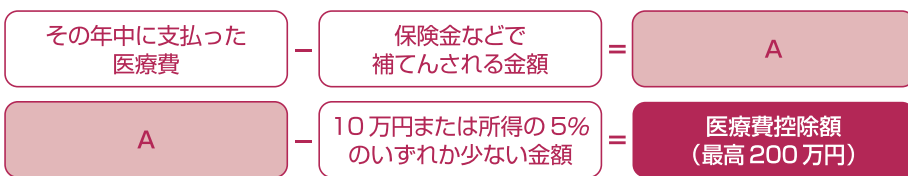
	要件	必要な添付書類
新 築 住 宅	イ 住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き居住していること	a) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
	ロ 家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること	b) 住民票の写し
	ハ 床面積の1/2以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること	c) 家屋の登記事項証明書(登記簿謄(抄)本)
	ニ 控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること	d) 請負契約書、売買契約書の写し(家屋の取得価格を明らかにする書類の写し)
	ホ 民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構などの住宅ローン等を利用していること	e) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(2カ所以上から交付を受けている場合は、そのすべての証明書)
	ヘ 住宅ローン等の返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること	f) 住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に係るローン等についてもこの控除の適用を受ける場合は、a)～e)に加えて、 ①敷地等の登記事項証明書(登記簿謄(抄)本) ②敷地等の売買契約書の写し(敷地等の取得価格を明らかにする書類の写し)

※入居年により、控除期間・控除額が異なる場合があります。また、増改築および中古住宅の購入については、要件・添付書類が異なりますのでご注意ください。そのほか、住宅ローン等には家屋の新築や購入とともにする、その敷地等の購入に係るローン等で一定のものが含まれますが、敷地等の購入に係る住宅ローン等の年末残高があっても、家屋の新築や購入に係る住宅ローン等の年末残高がない場合には、住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。

## 医療費控除

あなたが、自分や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるとき、次の算式によって求めた額を、医療費控除として所得から差し引くことができます。

### ●医療費控除額の計算方法



注1…保険金などで補てんされる金額とは、社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金などのほか、医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などのことです。

注2…医療費控除で軽減される税額は、その人に適用される税率により異なります。

### ●医療費控除に必要なもの

- 平成19年中に支払った領収書(薬局に支払った場合は、薬品名の記入があること)
- おむつに係る費用については6カ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(おむつ使用証明書)が必要です。なお、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書などを「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- 健康保険や生命保険で補てんを受けた場合は、明細が分かるもの
- 平成19年分給与所得の源泉徴収票(給与所得者の場合)
- 印鑑
- 申告者名義の預貯金の口座番号が分かるもの

※申告される際には、事前に『医療費の明細書』を作成しておいてください。

※会場が大変込み合いますので、領収書についてはその場での確認は行わず、そのまま税務署へ送付します。返却を希望する方は、切手と返信用封筒をご用意ください。

このコーナーに関するご質問などは、多治見税務署(☎220101)または市税務課(内線171・172)へどうぞ。

# 住宅借入金等特別控除・医療費控除

多治見税務署と市では、次の方を対象に平成19年分の所得税の還付申告を受け付けます。住宅借入金等特別控除、医療費控除を受ける方、年末調整で控除漏れのあった方、中途退職した方などはお出掛けください。

## ◆受付日時と場所

	月 日	時 間	場 所
住宅借入金等特別控除説明会	1月30日(水)	午前10時～正午、午後1時30分～3時30分の2回(開始時間の30分前から受け付け)	文化プラザ・ルナホール
	・給与所得者(サラリーマン)の方で平成19年中に住宅を新築または購入された方が対象です。それ以外の方(自営業の方や住宅の増改築、中古住宅の取得に係る申告)については、税務署(注1)または市での申告受付期間にお出掛けください。 ・黒のボールペンと計算機をお持ちください。		
公的年金のみを受給されている方の申告	2月5日(火) 2月7日(木) (8日、12日、13日でも可)	午前9時～午後4時	
医療費控除、年末調整で控除漏れのあった方、中途退職した方などの還付申告	2月8日(金) 2月12日(火) 2月13日(水)		

※給与所得、公的年金等の源泉徴収票を必ずお持ちください。

(注1) 上記以外でも、多治見税務署では還付申告を受け付けています(土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時)。ただし、還付以外の申告については、2月18日(月)から3月17日(月)までとなります。また、税務署が主催する確定申告受け付け(期間:2月12日～3月17日)は、セラミックパークMINOを会場に行いますので、お間違いないようお出掛けください。

## 税務署からのお願い

### 申告書は自分で書いてお早めに!

平成19年分の所得税の確定申告書受付期間は、2月18日(月)から3月17日(月)までです(土・日曜日を除く)。税務署では、原則として職員による代筆は行いませんが、職員のアドバイスにより、申告される方ご自身で申告書を作成していただける体制を整えています。また、申告書の提出は郵送(多治見税務署:〒507-8706 多治見市音羽町1丁目35番地)または国税電子申告・納税システム(e-Tax)でも可能です。

所得税の確定申告書の作成や税金の相談などは、便利な国税庁ホームページをご利用ください。

国税庁ホームページアドレスは  
<http://www.nta.go.jp>

## 国民年金に加入されている方へ

申告で国民年金保険料の社会保険料控除を受ける場合は、納付したことを証明する社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(領収証書でも可)が必要となりますので、申告の際には必ずお持ちください。

詳しくは、多治見社会保険事務所(☎22 0255)へお尋ねください。

## 自営業の方・譲渡所得のあった方へ

自営業の方または譲渡所得のあった方(土地・建物などを売却された方)については、多治見税務署でのみ納税相談(確定申告)を行います。そのため、市役所にお越しいただいても申告の受け付けができませんので、多治見税務署(申告会場:セラミックパークMINO)へお出掛けください。ただし、申告書が完成して提出のみの方は、市役所で提出できます。また、自営業の方は収支内訳書の作成が必要です。

## 申告受け付けは 文化プラザ・ルナホール で行います

申告受け付けは、市役所隣の文化プラザ・ルナホールを会場に行います(税務課では行いませんのでご注意ください)。また、公民館など出先機関での受け付けの際には、ルナホールでの申告受け付けは行いませんのでご注意ください。なお、詳しい日程は「本紙2月1日号」でお知らせします。